

令和4年1月

「電気と工事 1月号 発刊のお知らせ」

- 電気工事関係の月刊誌で一番 購読数が多い「電気と工事」オーム社 1月号に
特設ページ 「ワンポイント解説 石綿（アスベスト） 関連法の改正 」として
内容は、大きく6項目あり
1. 石綿とは 2. 石綿の法体系 3. 令和2年の大改正 4. 事前調査の詳細
5. 知識習得へのステップ 6. 最後に
合計 6ページとなります

- 電気工事関係の方々だけでなく、今後 初めてアスベスト対策を行われる取引先の皆さま
にも参考にして頂ければと思います

日本水処理工業株式会社
アスベスト環境対策 チーフマネージャー
脇谷 壮太郎

電気と工事 1

月号

特集

注目の

あのDr.中野がセレクト!!

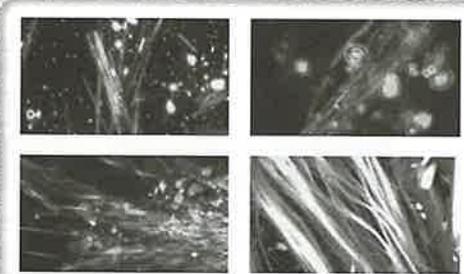
電設資材と最新技術
2022

特設 いま注目したい! 照明トレンド

石綿(アスベスト)関連法の改正

ワンポイント解説!

石綿(アスベスト) 関連法の改正



脇谷 壮太郎

石綿被害は新聞やテレビなどで紹介されてみなさんご存知かと思います。最近では、建設アスベスト訴訟に対して、国の責任を一部認めた最高裁判所の判決(今年5月17日)が下されました。政府はこれを受け、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」を6月16日に公布しました。石綿に直接関係のない電気工事も改修工事などで関わるケースは多々あり、人ごとではありません。

昨年、石綿関連法が大きく改正され、飛散防止策が強化されました。すでに施行済みのものも多々ありますが、あらためて改正のポイントについて紹介します。

1 石綿とは

石綿(アスベスト)は天然の繊維状鉱物で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強くて丈夫という優れた特性を持っていました(写真1)。そのため、昭和30年頃から建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)として使われ始め、工場、ビル等から一般住宅まで、さまざまな建築物等に使用されてきました。

ところが、石綿を吸入すると、中皮腫、肺がんなどを引き起こすリスクが判明しました。そ

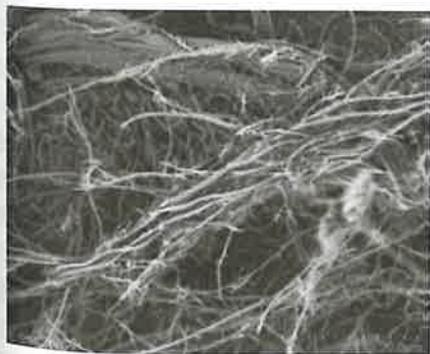


写真1 電子顕微鏡に観察した石綿(クリソタイル)

こで、昭和50年から労働安全衛生法において石綿を5%を超えて含有する吹付け作業を原則禁止。以降、規制が順次強化され、現在では石綿を含む製品の輸入、製造、使用等は禁止されています。ただ、過去には建材などに使用されてきたことから、古い建物や家屋には石綿が使用されている可能性があります。

アスベストは主に建築材料に用いられてきたことから、電気工事業には影響がないように思えますが、例えば、照明器具を天井に設置する際、アスベストを含有した石膏ボードを開口(切断)するときに石綿粉じんを吸い込む危険性があります。そのほか、天井内の配線作業や貫通部分の耐火被覆作業などでも石綿にばく露するおそれがあります。そのため、建築業や解体業以外の業種でも石綿の影響を認識しておく必要があります。

2 石綿の法体系

石綿に関する法令は「労働者の健康障害の予防」「一般環境の保全並びに公害の防止」を目的としたものなどがあり、非常に多岐にわ